

臨床心理士養成 指定大学院連絡協議会報

The Japanese Association for Graduate Programs in Clinical Psychology

第6号

2007年（平成19年）

9月30日

第4巻第1号

巻頭言：指定大学院の初心に照らして 1

特集：専門職大学院

鹿児島大学大学院の特徴 3

専門職大学院による臨床心理士
養成のアドバンテージ 4

実践に役立つ臨床心理士の養成 5

資格認定協会に対するQ&A 6

『臨床心理士養成指定大学院実態調査票』から
その②—修士論文・研究指導をめぐって— 7

巻頭言 指定大学院の初心に照らして

財団法人日本臨床心理士資格認定協会 常任理事
(京都大学大学院)

藤原勝紀

高大連携が進むなか、高校1年生を対象に授業をする機会がありました。臨床心理士という用語、指定大学院と臨床心理士養成とを結びつけて考えている生徒がいました。多様な専門家養成システムが存在する中、指定大学院といえば臨床心理士養成という情報が浸透している実感をえました。協議会の裾野は、相当の拡がりにあることが想像されます。

本資格認定制度は、約20年の歴史を刻んでいます。認定者数は現在1万数千人、近く2万人規模に及びます。この間、いじめ・不登校はじめ学校緊急支援等に対応するスクールカウンセラーはもとより、その支援活動は年代や地域を問わず、ま

た教育、医療、司法矯正、福祉、労働など人々の全生活領域に及んでいます。その専門活動は、生身の心を使った実地の人間関係による営みです。当然、ユーザーからの直接評価によって成り立つものです。臨床心理士は、いまや世の中に通用性をえた現状を共に培ってきた国民ユーザーへの信頼に応えるため、さらに良質で高度な専門性の維持向上を図る責任があります。

臨床心理士の専門資質は、単なる人生経験的な個人的資質を超えて、高度な専門性にに基づく教育・訓練・研修によって培われるものです。その専門活動が、心を使った直接の人間関係による営みであるだけに、養成には生身の専門家づくりと

いう特殊性があります。

臨床心理士には、問題種別や活動領域を超えた広汎なユーザーに対応する専門資質〈汎用性〉が、また専門資質を継続的に担保する〈更新制〉が求められます。そのため養成教育・訓練・研修システムは、生涯のスパンで体系的かつ丹念に整えられる必要があります。専門資質を担保するシステムは、「養成教育・資格認定試験・資格更新」の制度に大別できる、広く資格審査制度といえます。指定大学院制度は、その内で養成教育を照準にした仕組みだと理解されていますが、三制度は相互に密接な関係にあります。とくに資格認定試験は、養成教育の仕上がり具合と深く連動しますので、教育課程の質的な面での外部評価機能の意味だけでなく、当該大学院修了生の進路評価にも関係してくるわけです。

この資格認定試験は、厳正な「マークシート・論文・面接」試験として形を整えています。そこには専門知識の力、適切かつ簡潔に表現する力、直接に人と関係し触れる力を三位一体とする、総合的な専門資質の備えが想定されています。また内容的には、専門業務である「臨床心理面接・臨床心理査定・臨床心理地域援助・臨床心理調査研究」の専門資質の備えが想定されています。その上で有資格者には、さらに資格更新制度が備えられているわけです。従って、臨床心理士の資格審査制度は、指定大学院養成教育課程からすれば、直接間接に二重三重の自己点検・外部評価を受ける制度といえましょう。

このような息の長い専門資質の担保システムは、臨床心理士の専門資格が、生身の専門家個人に専門性の実際基盤をおかざるをえないため、必

然的に、その特殊性を踏まえた国民ユーザーに責任のもてる専門家像に由来するのだと思います。こうした資格審査制度の入り口に指定大学院制度があり、同時に長期的な担保システムの地域ネットワーク機能が期待されているところです。つまり、指定大学院には、臨床心理士養成機能だけでなく養成した人材の専門資質に関する担保機能が存在することへの自覚が求められましょう。

言うまでもなく、臨床心理士の専門資質の中核は、臨床実践能力の実際資質に尽きると思います。地域住民・国民ユーザーに直接実践的に責任を果たしうる臨床心理士を養成するために、指定大学院は、まず臨床心理実習を基軸にした教育課程の充実強化が照準課題になります。第1種、第2種の指定要件である学内実習施設の有無はもとより、高度専門家養成に特化した専門職大学院設置の動向もまた、この臨床実践資質に関する「実習教育」の質的担保が照準になります。この実習教育を中核にした養成の過程では、すでに地域ユーザーと臨床実践的に深く関わります。このことは同時に、指定大学院自体が、直接实际的に地域に開かれた社会貢献的機能を担っていることを意味しているのだと思います。

以上、すでにご承知のことばかりかと思いません。しかし、巨星河合隼雄先生の訃報に触れるなか、いまや156校の指定大学院、専門職大学院4校を数える現在、たいそうな労力と経費を伴うとはいえ、教育施設整備の一層の充実強化、多数多様な教員の備えと臨床実践指導資質の維持向上が、いま国民ユーザーからの焦眉の社会的・質的な課題として指定大学院に求められていることを痛感するあまり、あえて初心に照らしてみた次第です。

特集 専門職大学院

鹿児島大学大学院の特徴

鹿児島大学大学院 山中 寛

はじめに

専門職大学院設置は、国立大学法人鹿児島大学の中長期目標に掲げられていましたが、その実現への道は険しいものがありました。特に、高度な臨床心理士養成を目的とした独立研究科としては我国初の専門職大学院となるので、大学執行部の全面的なバックアップと文部科学省の支援がなければ、それは実現不可能であったと思われます。その辺りの実際の話は、紙数の都合もあるのでまたの機会に譲り、本稿では鹿児島大学大学院臨床心理学研究科臨床心理学専攻(専門職大学院)(以下、「本研究科」という)の特徴を紹介させていただくことにします。詳しくは、本研究科のホームページを御参照下さい(http://www.kagoshima-u.ac.jp/contents/gaku_ken/kenkyuka/index.html)。

1. 本研究科の理念と目的

本研究科は臨床心理学を研究分野とし、以下のような高度専門職業人の養成を理念としています。

①個別支援、集団支援、地域支援、危機介入支援のできる人材の輩出

②地域文化を視野に入れた心理臨床ができる人材の輩出

この理念に基づき養成した人材を輩出することにより、21世紀の国民のこころの健康に寄与することを目的としています。

2. 本研究科が養成しようとする人材

前身である人文社会科学研究科臨床心理学専攻は、平成14年に第2種指定大学院の認定を受け、個別支援ができる人材を養成してきましたが、本研究科では以下のような人材養成をめざします。

①個人を対象とした心理支援が確実に行える人材

②学校・施設等さまざまな集団・組織を見立て、介入できる人材

③地域の歴史や文化を理解し、それを踏まえた心理支援ができる人材

④災害や事故等の危機的状況において適切な支援ができる人材

これらの人材は、教育、福祉、医療、司法・矯正な

どの領域において即戦力として求められており、修了生は地域文化を視野に入れた臨床心理実践能力をもとに全国で活躍することが期待されます。

3. 本研究科の教育課程の特色

めざす人材養成を可能にするために、以下のように教育課程を編成し、修了単位も50単位としました。

①講義・演習・実習を三位一体とした教育システム

②教育、福祉、医療、司法・矯正領域を充実・強化した教育課程

③国際水準をキャッチアップした実習時間(1,380時間以上)

④スーパービジョン体制と事例研究指導のシステム

⑤地域文化を視野に入れた教育課程

4. 本研究科の教員組織

この教育課程を実現するためには、2年間にわたる学内実習や学外実習、スーパービジョン等の実習を確立し、臨床経験豊富な実務家教員による個別・少人数指導による実践的な教育体制を整備する必要があります。本研究科の教員組織は、4名の実務家教員と5名の教育研究教員から構成されています。この実務家教員と教育研究教員の連携によって、実践的で質の高い教育を提供します。さらに、学内外の兼任教員11名を加えると、教員数は20名となり、学生数(入学定員15名)よりも教員数が多くなり、徹底的な個別・少人数指導が行われています。

おわりに

本格的に専門職大学院実現化の準備を開始したのは平成16年末からであり、この間多くの方々にご支援をいただきました。とりわけ、(財)日本臨床心理士資格認定協会専務理事の大塚義孝先生、広島国際大学の上里一郎先生、専門職大学院先発校である九州大学の野島一彦先生、福岡女学院大学の野博之先生には貴重な御助言と終始温かい励ましをいただきました。紙面を借りてお礼を申し上げます。

特集 専門職大学院

専門職大学院による臨床心理士養成のアドバンテージ

広島国際大学大学院 海塚敏郎

今年度（平成19年度）から広島国際大学では、専門職大学院として臨床心理士養成を始めています。定員は20名の2年課程です。実践臨床心理学専攻（専門職学位課程）の専攻名称で、修士課程に相当する大学院です。

まず本学が専門職大学院に踏み出したいきさつです。専門職大学院のコンセプトは高度専門職業人として即戦力となる臨床心理士の養成です。本学はすでに平成15年度から第1種指定大学院として臨床心理士の養成を行ってきましたが、その経験から2点ほど痛感したことがあります。すなわち、実践面では在学中の臨床実習の一層の充実の必要性、研究面では臨床研究の深まりの重要性でした。本学は博士後期課程のカリキュラムも整備しており、学生によってはむしろ研究者として臨床心理学を学修したいと思っている者も臨床心理士の養成課程にいることを痛感していました。彼らは、修士論文として基礎的な研究論文を指向しました。一方で、事例論文のような臨床的研究論文を希望する学生もいましたが、修士論文の大勢が実験的内容に傾きやすく、本意でない修士論文になることもありました。こうした事情から、大学院生の本来の希望に沿いながら、質の高い臨床心理士の養成の必要性を痛感していました。これまで以上に臨床家の養成に特化した重視したカリキュラムを考えましたが、それをもっとも適切に実現する大学院教育を専門職大学院に求めた訳です。

次に、われわれの期待をこめたカリキュラムについてです。当然、カリキュラムの構成は実践力の養成を重視したものとなっています。修了単位（50単位以上）のうち実習関連の単位は14単位、実習による事例を対象とした演習の単位は10単位で、両者を合わせて修了単位の5割近くを占めます。修士論文は事例論文として、実践的研究を重視しています。何よりも大きな特徴は、実務家教員の配置でしょう。多くのスタッフによる指導が

効率よく行われるように専門職大学院のカリキュラム全体の調整を行うとともに、実践指導に全面的に責任を持っています。自校の施設での実習に加えて、医療・保健、福祉、教育の3領域での実習を必修化して、実務家教員がそれぞれ分担して責任を持っています。自校施設での事例は修士論文としてまとめられますが、全スタッフの指導の調整は実務家によって行われます。こうしたことは、これまでの臨床心理士の養成に際して、実践力を身につけることが予想以上に困難で、時間がかかるプロセスであることが痛感された訳です。そして、それは何よりも実習を通した体験的学習が最も重要であるとの認識に立っています。この実習は1年生の前期から始まり、卒業まで続きます。この専攻が理念どおりに運営されるかどうかは第3者評価により評価される予定で評価委員会が準備されています。

最後に、学生を指導する際に関して現実的に配慮を要することです。臨床心理学に興味を持つ学生は比較的、心のこまやかな傾向が有り、ともすると強い指導に対して予想以上に混乱した情緒的反応を示したり、抑うつ的になることもあります。本学では実務家教員が多面的に手分けをして、個々の学生のさまざまな欲求にできるだけ細かに対応していますが、まだ十分とは言えないところを残しています。臨床指導では臨床心理学の立場として、人間学的アプローチ、力動心理学的アプローチ、行動科学的アプローチ3つの視点を指導の背景にしていますが、共通的な基盤として人間関係の専門家としての資質とも言うべき基本的な能力の指導を行っています。学内付属の臨床施設には最近の特徴として、最初から行動療法、認知行動療法、TEACCHプログラムなどの方法を希望して来談する事例も少なからずあり、これらの臨床技法について、院生の臨床家としての資質との統合を配慮しながらの教育を行っています。

特集 専門職大学院

実践に役立つ臨床心理士の養成

帝塚山学院大学大学院 氏原 寛

今年4月、本学で専門職大学院臨床心理学専攻が発足した。今までは1種指定の大学院で定員10人であったのが、一挙に20人に増え22人の新しい院生が入学した。M2の11名を加えると総勢33名になる。それに実務担当の教授1名と講師1名とが加わり、教員数も11名（うち精神科医1名）となった。

基本的な指導方針は従来と変わらず、とにかく実践に役立つ臨床心理士の養成を目標にしている。2年という養成期間はいかにも短く、それで専門家として十分な力がつくとはとても思えない。それで卒後研修について何とかという思いはあるが、本学だけで対応できることではないので、とりあえずできることを、ある程度手探りの状況ではあるが、従来の臨床心理コースでの4年間の実績を踏まえて努力を重ねている。

専門家になることを目指して入学した学生諸君であるから、そして限られた期間内で何とかそこそこの実力を身につけることが教員、学生の共通の目標であるから、指導はかなり厳しい。授業の中心は毎週2コマ分行われるケースカンファレンスである。これは教員全員とM1、M2の学生の全員が出席する。はじめにその週の新規申し込みケースの簡単な説明があり、院生担当可のクライアントについては担当学生を原則的にはそこで決める。インテークは教員及び非常勤のインテーカー（3名）が行うのだが、ケース担当の院生が陪席することになる。今の所（平成19年7月現在）、M1はまだケースを担当していないのでM2が引き受けているが、9月頃からはまず陪席から、次いでケースを担当させることになっている。今までは院生たちは卒業までに平均4～5ケースを担当することができていた。しかし今年度からは院生の数が倍増し、来年度には総勢40名になるので、さらに多くのクライアントに来訪していただかねばならない。それには来訪されるクライアントの期待にある程度以上応える必要があるので、そこそこの力を身につけることが、学生たちにとって緊急の課題となる。ケースカンファレンスは、そ

のための最大の研修機会なのである。

ケースは大学院附属の心理教育センターで院生たちの担当したものである。それについてインテシヴな討論が行われる。当然、スーパービジョン的な狙いがあるが、今の所、ケースを提示した学生はもちろん、参加の学生たちにとってはかなり印象深い経験のようである。とくに多少とも意見の異なる教員同士のディスカッションが、とくに刺激的であるようである。教員の中には家族療法の専門家とユング派分析家が1人ずついる。ケースカンファレンスに先立って、陪席院生によるインテーク報告があり、それについても短い討論があり、教員、学生ともども、相談センターにどんなクライアントが来ているか承知できるようになっている。

次に重要な授業はロールプレイである。2名の教員が担当し、あらかじめ学生同士で行った15分のロールプレイの逐語記録を見ながらテープを聴き、活発な討論が展開される。見立ての重要性がとり上げられることが多い。

心理査定については、ロールシャッハテストの演習がある。学生のとったプロトコルのスコアリングと解釈が徹底的に行われる。ベースはクロックパー法であるが、必ずしもこだわっていない。他に風景構成法やバウムの演習がある。いずれもテストをやった方がやらない場合よりクライアントの役に立てるように、という狙いが強調される。しかし何しろ時間が決定的に足らないので、自学自習が勧められている。大学院の授業だけでは不十分という共通認識があるからである。

なお実務担当教員が2名増員になったこともあり、今年度からは実習の機会が以前よりも増えた。病院、学校、精神科、小児科などの個人クリニック、各種相談機関など、先方との緊密な連携のもとに、学生たちに貴重な現場体験の機会を与えていただいている。

以上、専門職大学院臨床心理学専攻の発足以来の状況について簡単に説明した。

(財)日本臨床心理士資格認定協会に対するQ & A

大学院指定審査のシステムが変更になると聞きました。そこで、第2種指定大学院の今後についての質問を、今回採り上げることにいたしました。

ご回答は、(財)日本臨床心理士資格認定協会専務理事の大塚義孝先生にお願いいたしました。

今後も、会員校の皆様からのご質問をお待ちしております。よろしくお願いたします。

会報編集委員会

Q：2種校をなくすことについて、認定協会のお考えをお聞かせください。

財団法人日本臨床心理士資格認定協会 専務理事 **大塚義孝**

指定大学院は、現在156校に及ぶ発展をみていますが、そのメインは1種校にあります。これに対し2種校の限られた条件下で臨床心理士の専門教育を担保することの困難さが指摘されてきました。専門職大学院の新設も新しい展望として、この問題に影響を与えてきました。いずれにしろ数と質の問題も考慮しつつ、かつ現場に不必要な不安を生じさせることを避けながら臨床心理士養成の基本モデルを専門職学位課程と1種校におき、2種校は漸次1種校への発展的継続化につとめていただく状況をつくっていくことになりました。『臨床心理士資格審査規定』と『臨床心理士受験資格に関する大学院指定運用内規』の一部改正により、この課題の実行化を図ることになりました。平成19年7月1日開催の第86回理事会の審議と、第29回評議員会の承認を得て、作業がすすめられることになりました。一部改正は以下の通りです。

本則の改正は一切行わず、それぞれの附則で2種校の今後のあり方を条文化したところにそのポイントがあります。①が資格審査規定、②が運用内規です。

- ① 附 則 この規定は平成19年7月1日より施行する。
2. 第8条第1項第二号に規定する第2種の大学院については、平成20年度

に実施される指定を最後に、以降、新たな指定はしないものとする。

3. 前項の措置に伴い、既に第2種の大学院と指定されたものの取扱いについては、不都合が生じないよう必要な措置を講ずるものとする。
- ② 附 則 本運用内規は、平成19年7月1日より施行する。
2. 臨床心理士資格審査規定一部改正(平成19年7月1日施行)に伴い、平成19年3月31日現在、第2種の指定大学院が第1種への変更申請を希望する場合、次の特例措置を認める。
- (1) 第7条3に定める規定にかかわらず、その変更申請は指定後3年未満であってもこれを可とする。
- (2) 本特例措置は、平成20年度から平成22年度申請審査までとする。

つまり、2種の指定大学院は、平成20年度を最後に、21年度からの申請は1種指定校のみに限ることです。代りに、現在2種校である指定大学院は、可能な限り1種校に発展するように督励する主旨から指定大学院運用内規第7条の「3」に定めている2種校の実績が3年以上なけ

れば1種校への変更申請は認めなかったものを平成20年度から22年度の3年間に限っては、変更申請を可とする特例措置を設けるといふものです。

一方、2種校修了者は、臨床心理士資格審査規定に定める修了後1年以上の心理臨床経験を有している限り、必らず（永久に）臨床心理士資格審査の受験資格を保証することを、規定附則「3」で示唆したものです。基本的に2種校であることを当該大学院設置者が希まれる限り、否定するものではないことも意味します。

この新しい方針は、関連2種校指定大学院（27校）にとって、不都合が生ずることがあっては本協会としても本不意です。例年慣例的に催される

平成19年度指定大学院申請に関する説明会が平成19年7月9日に開かれましたが、この説明会に現2種校関係者のお集りを頂き、主旨を十分ご理解して頂くことにつとめました。あらかじめのご意向調査では27校中15校が3年以内に1種校にした方針をもっておられることが明らかになりました。方針未確定校が6校ありましたが、全般としては、1種校または専門職大学院への発展・充実を期そうとする流れにあることが明らかになりました。

なお、本稿は「臨床心理士報」33号p. 3～13（2007.7.31）で報告したものをアレンジしたものです。

『臨床心理士養成指定大学院実態調査票』から

その2—修士論文・研究指導をめぐる—

臨床心理士養成指定大学院連絡協議会 会報編集委員（日本大学大学院）

篠竹利和

今号では、『調査票』〈設問10〉の回答を報告する。有効回答は117校中115校であった。

まず、〈10—1〉「教員1人当たりの平均研究指導担当数は3.3名であった。併せて各校の最大担当数と最小担当数を尋ねたが、教員1名あたり最大16名を担当しているという回答があり、最小でも9名という大学院もみられた。定員の違いや大学院ごとの特異性など大学院間の格差も大きいと思われるので単純に比較できないが、平均を比較した限りでは1種・2種間で明らかな差はない（表1）。

また、〈10—2〉自由回答で（次頁、表2）最も多かったのが、(1)「論文・研究指導と臨床訓練を両立する時間を十分確保できない」であり、約4分の1の大学院がこの点を挙げていた。次に多かったのが、(2)「研究法の基礎を指導しなければ

ならない」であり、これも4分の1に近い。回答をみると、この点は心理学以外の専攻出身者に限った問題ではなさそうである。さらに、(3)のような研究の本質に関わる問題も提示された。ここには研究倫理の問題や、事例研究で修士論文を執筆する場合の問題が含まれている。(4)その他、資格取得の通過点であるとの認識しか持たない院生がみられるようになっている状況への危惧も寄せられている。

以上、臨床指導と研究指導を併せて行う教員の負担があらためて浮き彫りにされた。また、調査研究を推奨する大学院と事例研究を認めている大学院とが混在していることも示された。現在もなお指定校が増えている状況で、このような点は、大学院を超えてさらに討議される必要があると思われる。

表1 〈10—1〉「教員1人当たり、研究指導担当として平均して何名担当していますか」

全体平均 3.3名 (範囲: 1～10名)	最大担当数平均(SD) 5.4名(2.80) 1種平均(SD:範囲) 5.5名(2.67: 1～16) 2種平均(SD:範囲) 5.3名(3.36: 2～15)	最小担当数平均(SD) 1.5名(1.47) 1種平均(SD:範囲) 1.5名(1.29: 0～6) 2種平均(SD:範囲) 1.5名(2.11: 0～9)
--------------------------	--	--

表2 <10-2> 「論文・研究指導において、何か困っていることがあれば自由にご記入ください」

(1) [論文・研究指導と臨床訓練を両立する時間を十分確保できない] (25.6%) 「論文作成、臨床訓練の両方を2年で達成させることは院生、教員とも負担となっている。」 「夜の時間帯に授業、スーパービジョン等が集中するため、社会人大学院生に十分指導が行えない。」 「学部・大学院授業、学内委員会、卒論指導、実習指導、カウンセリング、スーパービジョン等で多忙化が進んでいるため、論文・研究の時間確保が難しい。」ほか
(2) [研究法の基礎を指導しなければならない] (22.2%) 「心理学の研究スキルが充分身につけていない者に対する修論指導。」 「分析方法に関して特別な学習指導が必要である。」 「心理学科系でも卒論は提出のみの大学が多く、心理学の研究法が弱い傾向にあります。」ほか
(3) [“臨床心理学研究”を指導する難しさ] (6.2%) 「臨床心理学の論文に値するかどうかの基準に迷う(教育心理学の分野の論文としてはOKだが)。」 「心理療法の対象としてクライアントをみることと修論の対象としてクライアントを見ることとの矛盾がつきまとう。」 「研究倫理委員会で研究の審査を受ける機会があるが、事例を中心にした研究は通りにくい。」ほか
(4) その他 「臨床心理士の養成課程で修士論文が必須として位置づけられているにも関わらず、このことを真剣に受け止めていない学生が多い。」(他に同様回答2件) など

臨床心理士養成指定大学院連絡協議会会員校 (増補)

2007年度より、次の指定大学院が新たに入会されました。前号までにご紹介した142会員校とあわせて、現在143校により本連絡協議会は運営されています。

札幌国際大学大学院

新たに指定を受けられた大学院

(財)日本臨床心理士資格認定協会より新たに指定を受けられた大学院は、次の9校です。本連絡協議会へのご入会をお待ちしております。

大阪経済大学大学院	埼玉工業大学大学院	作新学院大学大学院*
帝京平成大学大学院	帝塚山大学大学院	東海学院大学大学院
奈良大学大学院*	新潟青陵大学大学院	花園大学大学院

*は第2種指定校

編集後記

今会報の編集集中に河合隼雄先生ご逝去の報に接しました。わが国の臨床心理学の発展に対する先生のご貢献の広大さを思い、悲しみが一層募ります。心から先生のご冥福をお祈りしたいと思います。

巻頭で藤原先生は「ユーザーに責任を果たしうる臨床心理士の養成」を再度、当該の大学院に問うておられます。今回、臨床心理士養成専門職大学院としてデビューされた3大学院に投稿いただきましたが、臨床実践力の重視は頼もしい限りです。このような現在、大塚先生に2種指定校への特例措置を詳述していただきました。また前回に続き、先般の『実態調査表』の結果の一部を取り上げました。大学院間の違いよりも、共通する悩みのほうが多く深

刻という印象をもたれたのではないのでしょうか？

本連絡協議会は設立6年目を一区切りとして、今秋、名実共に改組される予定です。今後も緊密な連携・交流を宜しく願います。(渡邊 勉)

臨床心理士養成指定大学院連絡協議会報

第4巻 第1号(第6号 Vol.4 No.1)

2007年(平成19年)9月30日発行

発行 臨床心理士養成指定大学院連絡協議会

編集委員：岡田康伸・岡本淳子・篠竹利和・渡邊 勉

〒113-0033 東京都文京区本郷2-40-14 山崎ビル7階

(財)日本臨床心理士資格認定協会内

TEL:03-3817-0020/FAX:03-3817-5858

製作：株式会社 至文堂